



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年4月28日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成26年度長野県庁吸収式冷温水発生機点検作業
- (2) 役務の特質
長野県庁機械室棟の吸収式冷温水発生機（東洋キャリア工業株式会社製）の点検作業
- (3) 履行期間
契約締結日から平成27年3月31日まで
- (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

- (1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び作業仕様書によります。
入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県総務部財産活用課
電話 026（235）7045
なお、入札説明書、契約書（案）及び仕様書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keiyakujoho/somu/nyusatsu.html>

- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年5月7日（水）午後3時までに(1)の場所に提出してください。この場合において開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年4月28日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成26年度長野県庁議会棟吸収式冷温水発生機点検作業
- (2) 役務の特質
長野県庁議会棟の吸収式冷温水発生機（三洋空調株式会社製）の点検作業
- (3) 履行期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

- (1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び作業仕様書によります。
入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県総務部財産活用課
電話 026（235）7045
なお、入札説明書、契約書（案）及び仕様書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keiyakujoho/somu/nyusatsu.html>

- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年5月7日（水）午後3時までに(1)の場所に提出してください。この場合において開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年4月28日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成26年度長野県庁舎消防用設備等点検作業
- (2) 役務の特質
長野県庁舎（本館、議会棟、西庁舎及び東庁舎をいう。以下同じ。）の消防用設備等点検作業
- (3) 履行期間
契約締結日から平成27年3月31日まで
- (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

- (1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び作業仕様書によります。
入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。
長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県総務部財産活用課

電話 026 (235) 7045

なお、入札説明書、契約書(案)及び仕様書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keiyakujoho/somu/nyusatsu.html>

- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年5月7日(水)午後3時までに(1)の場所に提出してください。この場合において開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年4月28日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成26年度長野県庁空調等自動制御設備点検作業

(2) 役務の特質

長野県庁舎の空調等自動制御設備(アズビル株式会社製)の点検作業

(3) 履行期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

- (1) 詳細は、入札説明書、契約書(案)及び作業仕様書によります。

入札説明書、契約書(案)及び仕様書は、次の場所で交付します。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県総務部財産活用課

電話 026 (235) 7045

なお、入札説明書、契約書(案)及び仕様書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keiyakujoho/somu/nyusatsu.html>

- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年5月7日(水)午後3時までに(1)の場所に提出してください。この場合において開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

公告

長野県環境影響評価条例(平成10年長野県条例第12号)第15条の規定により佐久市長 柳田清二 から準備書等の送付を受けたので、同条例第16条の規定により次のとおり公告し、準備書等を公告の日から起算して1月間縦覧に供します。

平成26年4月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 事業者の氏名及び住所(事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

佐久市長 柳田清二

長野県佐久市中込3056番地

- 2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

新クリーンセンター建設事業

(2) 種類

廃棄物処理施設の建設(ごみ焼却施設)

(3) 規模

ごみ焼却施設 処理能力110 t / 日

- 3 対象事業実施区域

佐久市上平尾字上舟ヶ沢及び棚畑地籍

- 4 関係地域の範囲

小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町

- 5 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
長野県環境部環境政策課、長野県佐久地方事務所環境課、小諸市役所生活環境課、佐久市役所市民ホール、佐久市役所浅間出張所、軽井沢町役場生活環境課、御代田町役場町民課、立科町役場町民課、森泉山財産組合事務所及び佐久市役所環境部新クリーンセンター整備推進室	平成26年4月28日(月)から平成26年5月28日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。	午前8時30分から午後5時15分まで

- 6 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

(1) 意見書の提出期限

平成26年6月11日(水)まで

(2) 意見書の提出先

〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地 佐久市役所4階
佐久市環境部新クリーンセンター整備推進室

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称(「新クリーンセンター建設に係る環境影響評価準備書」と記載するものとします。)

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)

環境政策課

公告

長野県西部伊那土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成26年 4月28日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一 男

監事

新任

氏名	住所
三澤 正嗣	伊那市西春近1342番地

農地整備課

公告

駒ヶ根市駒ヶ根竜東土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年 4月28日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一 男

理事

新任

氏名	住所
原 茂	駒ヶ根市東伊那816番地
菅 沼 幸 弘	駒ヶ根市中沢2701番地
木 下 重 夫	駒ヶ根市中沢2882番地 6
竹 村 政 秋	駒ヶ根市東伊那309番地
下 島 俊 一	駒ヶ根市中沢12708番地
宮 沢 克 美	駒ヶ根市下平3594番地

重任

氏名	住所
竹 村 豊 平	駒ヶ根市中沢2831番地

退任

氏名	住所
伊 藤 和 正	駒ヶ根市東伊那636番地口
北 原 正 一	駒ヶ根市中沢3440番地 3
滝 沢 好 雄	駒ヶ根市東伊那2760番地
寺 平 傳	駒ヶ根市中沢2527番地
下 島 一 穂	駒ヶ根市中沢12227番地
宮 沢 秀 一	駒ヶ根市下平3443番地 1

監事

新任

氏名	住所
坂 井 喜久雄	駒ヶ根市東伊那2346番地 1
寺 平 傳	駒ヶ根市中沢2527番地
下 島 一 穂	駒ヶ根市中沢12227番地
竹 村 泰 平	駒ヶ根市中沢3857番地
浅 井 和 彦	駒ヶ根市下平3653番地 3

退任

氏名	住所
五 味 明 巳	駒ヶ根市中沢12150番地 1
小 出 文 雄	駒ヶ根市下平1334番地 2
春 日 勘 衛	駒ヶ根市東伊那691番地

木 下 孝	駒ヶ根市中沢3648番地 2
山 本 修	駒ヶ根市中沢2528番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年 4月28日

長野県佐久地方事務所長 清 水 深

- 1 許可番号 平成26年 4月17日
長野県佐久地方事務所指令26佐地建第43-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡御代田町大字御代田字上橋沢2465-1の内、2465-3の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北佐久郡軽井沢町中軽井沢3033-1
大同興業株式会社 代表取締役 市 村 孝 雄

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年 4月28日

長野県上小地方事務所長 笹 沢 文 昭

- 1 許可番号 平成25年12月 3日
長野県上小地方事務所指令25上小地建第6-9号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東御市田中文字上田459-2、459-2先、字八名ノ上522-3、524-1、524-1先、525-1、525-1先、525-5、525-6、526-2、526-4、527-1、527-2、527-12、527-14
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東御市東281-2
東御市長 花 岡 利 夫

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年 4月28日

長野県松本地方事務所長 白 鳥 政 徳

- 1 許可番号 平成26年 3月14日
長野県指令25建指第79-19号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字片丘字堀田9080-5、9080-6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字片丘9081 小 野 貴 徳、小 野 佳 奈

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年4月28日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

- 許可番号 平成25年8月8日
長野県長野地方事務所指令25長地建第11-4号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字高梨字梨ノ木65-2、65-2先の内、26-20の内
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字須坂1230-50
信越商事株式会社 代表取締役 上沢広光

都市・まちづくり課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成26年4月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月19日 (木)	午前10時から 午後4時まで	飯田会場	飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター	60名

3 講習科目、時間数及び審査方法

講習科目	時間数	審査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による審査を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成26年4月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月4日 (水)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	長野市若里7丁目1番7号 長野県社会福祉総合センター	60名
6月11日 (水)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	北佐久郡立科町大字 芦田2532番地 立科中央公民館	60名
6月20日 (金)	午後1時から 午後4時まで	阿南会場	下伊那郡阿南町西條 2333番地1 阿南町民会館	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書1通に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課